

集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

広島県公安委員会規則第4号

集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則の一部を改正する規則

集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則（昭和36年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（許可申請書の受理要領）

第3条の2 条例第5条第1項に規定する許可申請書を受理した警察署長（以下「受理警察署長」という。）は、受理の日時を明らかにしておくとともに、その内容を確認させた証を徴しておかなければならない。

第4条第1号ア中「及び許可をしない場合」を削り、同号に次のように加える。

ウ 許可をしない場合（別記様式第4号）

第4条第2号中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改める。

第5条中「当該許可申請書を受理した警察署長」を「受理警察署長」に、「行なう」を「行う」に、「当該警察署長」を「受理警察署長」に改める。

別記様式第1号から別記様式第4号までを次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

広島県公安委員会 様

主催者 住所
氏名

集団示威運動
集団行進
集 会 許可申請書

① 開始年月日時	
② 終了年月日時	
③ 実施場所及び行進を伴うものについては、進路の略図（略図は別添）	
④ 主催者の住所、氏名及び年齢（団体が主催しようとする場合にあつては、その団体の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該集団示威運動、集団行進又は集会を総括して主宰する者の住所、氏名及び年齢）	
⑤ 参加予定人員数（2以上の参加予定団体がある場合は、その団体別内訳）	
⑥ 集団示威運動、集団行進又は集会の名称	
⑦ 集団示威運動、集団行進又は集会の目的	
⑧ 連絡責任者の住所、氏名及び電話番号	
⑨ 備考	

記載要領 1 広島県道路交通法施行細則第12条各号のいずれかに該当する行為をする場合は、「道路使用の方法又は形態」を③の欄に、「現場責任者の住所及び氏名」を⑧の欄にそれぞれ記載すれば、この申請書は、道路交通法第78条第1項の申請書とみなされます。
2 車両を使用する場合は、「使用予定車両数」を⑤の欄に記載してください。

受理後使用欄（受理後に使用する欄になりますので、あらかじめ記入しないでください。）

許可申請 受理日時	月 日	受 理 住所： -----
	時 分	
許 可 書 交付日時	月 日	許可書 住所： -----
	時 分	
掲示日時	月 日 時 分	


様式第2号 (第4条関係)

広島県公安委員会指令第

号
住所
主催者
氏名
許可書

次の集団運動については、集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和36年広島県条例第13号）第4条及び第6条第1項の規定により、許可します。（第4条及び第6条第2項の規定により、次のとおり実施時間（実施場所）を変更して許可します。）

年 月 日

広島県公安委員会 

許可申請年月日	
開始年月日時	
終了年月日時	
実施場所	
参加予定人員数	
集団運動の名称	
集団運動の目的	

この処分は、不服が認められる場合、広島県公安委員会に申請し、審査請求を提出し、審査請求の取り消しを求め、3か月以内に、処分を取り消すこととする。この処分は、広島県公安委員会に申請し、審査請求を提出し、審査請求の取り消しを求め、3か月以内に、処分を取り消すこととする。この処分は、広島県公安委員会に申請し、審査請求を提出し、審査請求の取り消しを求め、3か月以内に、処分を取り消すこととする。


様式第3号（第4条関係）

広島県公安委員会指令第

号
住所
主催者 氏名
許可書

次の集団運動については、集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和36年広島県条例第13号）第4条及び第7条の規定により、次の条件を付けて許可します。（第4条及び第6条第2項の規定により次のとおり実施時間（実施場所）を変更し、並びに同条例第4条及び第7条の規定により次の条件を付して許可します。）

年 月 日

広島県公安委員会 

許可申請年月日	
開始年月日時	
終了年月日時	
実施場所 (道路使用を伴う場合は集団運動の方法又は形態)	
参加予定人員数 (車両を使用する場合は使用予定車両数)	
集団運動の名称	
集団運動の目的	
条件	
現場責任者 (道路使用を伴う場合)	

この処分は、不服があらざるときは、この処分が審査請求を提起する日（処分の日）から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に提起する。また、この処分が審査請求を提起する日（処分の日）から起算して6か月以内に、広島県公安委員会に提起する。この処分は、審査請求を提起する日（処分の日）から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に提起する。また、この処分が審査請求を提起する日（処分の日）から起算して6か月以内に、広島県公安委員会に提起する。

様式第4号（第4条関係）

広島県公安委員会指令第

号
住所
主催者
氏名

不許可通知書

次の集団運動については、集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和36年広島県条例第13号）第4条及び第6条第1項の規定により、次の理由によって、許可できません。

年 月 日

広島県公安委員会 印

許可申請年月日	
開始年月日時	
終了年月日時	
実施場所	
参加予定人員数 (車両を使用する場合は使用予定車両数)	
集団運動の名称	
集団運動の目的	

理由	
----	--

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規則の施行の際現に提出されているこの公安委員会規則による改正前の集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則別記様式第1号による許可申請書は、この公安委員会規則による改正後の集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記様式第1号によるものとみなす。

3 この公安委員会規則の施行前に交付された集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和36年広島県条例第13号）第8条第1項及び第9条第2項の規定による書面の様式については、改正後の規則別記様式第2号から別記様式第5号までの様式にかかわらず、なお従前の例による。